第百四十三条を第百四十六条とし、第百二十八条から第百四十二条までを三条ずつ繰り下げる。

第百二十七条の見出しを「（会計監査官）」に改め、同条中「指導官」を「会計監査官」に改め、「監査の実施」を「監査の計画、実施」に改め、同条を第百三十条とする。

第百二十六条を第百二十九条とし、第百二十三条から第百二十五条までを三条ずつ繰り下げる。

第百二十二条第二項中「指導官」を「会計監査官」に改め、同条を第百二十五条とする。

第百二十一条を第百二十四条とし、第百二十条を第百二十三条とする。

第百十九条中「指導官」を「会計監査官」に改め、同条を第百二十二条とする。

第百十八条中「指導官」を「会計監査官」に改め、同条を第百二十一条とする。

第二章第二節第三款中第百十七条を第百二十条とし、第百十六条から第百十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第二款中第九十七条を第百条とする。

第九十六条第二項中「第八十七条第二号、第八十八条第二号、第八十九条第二号及び第九十条第四号」を「第九十条第二号、第九十一条第二号、第九十二条第二号及び第九十三条第四号」に改め、同条を第九十九条とする。

第九十五条を第九十八条とし、第七十七条から第九十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第一款中第七十六条を第七十九条とし、第六十八条から第七十五条までを三条ずつ繰り下げる。

第六十七条中「けん銃操法」を「拳銃操法」に改め、同条を第七十条とする。

第六十六条を第六十九条とし、第五十一条から第六十五条までを三条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第七款中第五十条を第五十三条とする。

第二章第一節第六款中第四十九条を第五十二条とし、第四十八条を第五十一条とし、第四十七条を第五十条とする。

第二章第一節第五款中第四十六条を第四十九条とし、第四十五条を第四十八条とする。

第四十四条の見出しを「（拉致問題対策室）」に改め、同条第一項中「拉致問題対策室」を「拉致問題対策室」に改め、同条を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（不正輸出対策官）

第四十七条　警備局外事情報部外事課に、不正輸出対策官一人を置く。

2　不正輸出対策官は、命を受け、令第四十条第二号ハ及び第三号（令第四十条第二号ハに掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務（拉致問題対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第四十三条を第四十五条とし、第三十九条から第四十二条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第四款中第三十八条を第四十条とし、第三十四条から第三十七条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第三款中第三十三条を第三十五条とし、第二十九条から第三十二条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（ＤＮＡ型鑑識官）

第二十七条　刑事局に、ＤＮＡ型鑑識官一人を置く。

2　ＤＮＡ型鑑識官は、命を受け、令第二十五条第一号に掲げる事務のうちＤＮＡ型に係る鑑識資料の管理及び運用並びにこれらの技術的研究に関する事務（次条第二項に規定する事務を除く。）を助ける。

（ＤＮＡ型鑑定指導官）

第二十八条　刑事局に、ＤＮＡ型鑑定指導官一人を置く。

2　ＤＮＡ型鑑定指導官は、命を受け、令第二十五条第一号に掲げる事務のうちＤＮＡ型に係る鑑識資料の鑑定及び検査に関する事務を助ける。

別表第一中「第百五十七条」を「第百六十条」に、「五八七人」を「五八九人」に改める。

附　則

この府令は、平成二十三年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第三十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

五、一八九人	五、一三八人
一六二人	一六二人
五、三五一人	五、三〇〇人

を

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十三年六月三十日までの間	五、一九七人
	平成二十三年七月一日から同年九月三十日までの間	五、一九一人

○総務省令第三十三号

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三号）及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第七十七号）の施行に伴い、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第五条第二項の額の算定に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第五条第二項の額の算定に関する省令を廃止する省令

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第五条第二項の額の算定に関する省令（平成十八年総務省令第五十二号）は、廃止する。